

学 生 部

学生が本学に入学した所期の目的を達成するためには、日々の学生生活が各自の目標に沿い充実したものでなければなりません。本学の学生部では、学生の相談に応じ、指導にあたっています。

学生への連絡は、Universal Passport及び掲示板または、Gmailにて行いますので、必ず確認をしてください。

1. 学生証に関すること。

- ・学生証を紛失した場合は、学生部に届け出て、学生証再発行願を申請する。
その際、再発行料として 1,000円を支払う。
- ・仮学生証を発行することができる。(1日のみの使用で学生部に返還しなければならない。)

2. 現住所を変更する場合

- ・所定の届け出用紙を学生部で取得する。
- ・学生本人または、連帯保証人、保証人に変更が生じた場合も届け出る。

2	1	3
教務部長 副学部長	総務部長 学務部長	学生課 学生部

身 上 異 動 届
(個人情報開示請求事項別)

令和 年 月 日提出

宮崎学園短期大学長 殿

学 籍 番 号 _____

学 科 _____ 年 _____ 期 _____

氏 名 _____ 姓 _____ 名 _____

保証人氏名 _____ 姓 _____ 名 _____

下記のとおり、変更いたしましたので届けます。

記 載		
項 目	変 更 後	変 更 前
<input type="checkbox"/> フリガナ 氏 名		
<input type="checkbox"/> 本 籍		
<input type="checkbox"/> 学 生 住 所		
<input type="checkbox"/> 保 証 人 住 所		

備考 1. 該当する口印をすること。
2. 氏名及び住所を変更する場合は、住民票記載事項変更届を提出すること。
3. 住所は、アパート名まで記入すること。
4. 保証人を変更する場合は、「保証人変更届」を提出すること。

3. 学生寮（女子学生）に関すること。

- ・学生部または、学生寮担当教員に申し出る。

4. 学生駐車場の使用に関すること。

- ・学生駐車場を使用する場合は、下記の要領で申請する。
 - (1) 申請募集時期
 - ・在学生 前期（4～9月）……1月下旬 後期（10～翌年3月）……7月初旬
 - ・新入学生 前期（4～9月）……4月初旬 後期（10～翌年3月）……7月初旬
 - (2) 申請方法
 - ①Universal Passport及びGmailにて募集する。※募集期間は1週間。
 - ②「自動車・バイク学生用駐車場使用願」に記入し、学生部窓口へ提出する。
【注意】申請の際に「学生証」「免許証」「自動車任意保険証」を持参する。
※自動車任意保険証は、損害保険対人「無制限」（バイクは、3,000万円以上）に加入していることを条件とする。
 - ③受付期間終了後に「許可者集会」にて、「許可証」を配布する。
その際に学生駐車場使用料（前期3,000円、後期3,000円）を徴収する。
 - (3) 民間駐車場
 - ・藤本駐車場 ☎0985-85-4333
※自動車・バイクで通学する場合は、交通ルール・マナーを遵守すること。

5. 奨学金に関すること。

- ・各種奨学金に関することは、学生部窓口へ申し出る。

6. 学生生活に関すること。

- (1) 服装
 - ① 基準服を着用する場合
入学式、創立記念日、卒業式、各実習先への挨拶、就職試験（面接等）、オリエンテーション
 - ② 心がけること
T P O（Time・Place・Occasion）に応じた「装い」を心がけること。
 - (2) 拾得物について
 - ・ 拾得物は、学生部窓口にて受付、保管する。
 - ・ 保管期間は、届けられた日から1ヶ月とする。
 - (3) 昼食場所
 - ・ 国際交流センター食堂及び記念館食堂、4号館4階バルコニーやラウンジ、講義のない教室などが利用できる。
 - (4) 怪我や急病、気分が悪くなった場合
 - ・ 保健管理センターにて、応急処置や休養することができる。
 - ・ 通学時や授業中、実習中に怪我をした場合は、学生部に届け出る。
※治療期間によって、保険金が支払われる。（学生教育研究災害傷害保険）
 - ・ 相手に怪我をさせたり、器物を壊したりした場合は、学生部に届け出る。
※本人が支払わなければならない法律上の損害賠償を補償される。
（学研災付帯賠償責任保険）
 - (5) 悩み・相談がある場合
 - ・ 学生はどの教職員にも相談できる。学生部窓口で相談を受け付けた場合、必要に応じて学内の適切な相談先を紹介する。カウンセリングについての詳細は「保健管理センターの利用について」を確認すること。
 - (6) アルバイト
 - 『アルバイトは、必要最小限にとどめ、できる限り学業に専念を！』
 - ・ アルバイトは、学費の不足を補う場合など経済的側面ばかりではなく、職業選択のための自己の適性を知る機会になる場合もある。
しかしながら、アルバイトは学業不振・事故・生活の乱れなどの弊害を伴うことがある。深夜、長時間のアルバイトにより、朝起きることができず、大学の講義を欠席しがちになり、授業についていけなくなるケースも少なくない。学業に支障のないよう、必要最小限に留めましょう。
 - ・ アルバイトの求人情報については、Universal Passportの掲示板に掲載します。アルバイトを希望する学生は、自分で先方に問い合わせ、以下のことを確認し、保護者の承諾を得たうえでアルバイト先に申し込む。学生部にも報告すること。
 - ① 労働条件の確認
深夜に及ぶ勤務、過重な勤務、テスト期間中の勤務の強要、実習期間中の勤務の強要等
 - ② 毎月、決められた日に全額支払いが原則
- 【注意】**
- (1) 大学が求人企業などを直接調査しているわけではないので、慎重に判断してアルバイトを選択し、自らの責任において一切処理をすること。
 - (2) 就労にあたっては、宮崎学園短期大学生として責任ある態度で臨み、無断で辞めたり、欠勤や遅刻をしないよう注意すること。
 - (3) 掲載された労働条件が実際と違う、賃金の不払いなど、就労に関してのトラブルが生じた場合は、学生部学生支援課へ相談すること。

7. その他

- (1) 以下のことは、学生部に申し出ること。
 - ・ サークル等団体を結成する場合
 - ・ 学外の団体に加入する場合
 - ・ 学外の活動をする場合
 - ・ 学内にチラシ等掲示したい場合
- (2) 学友会に関すること。